

名護市教育委員会議事録

会議名	第 334 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 8 年 6 月 10 日（水） 開会 午後 4 時 閉会 午後 5 時		
開催場所	名護市役所庁議室		
出席者	教育長 委員 委員	島袋 賢雄 松田 由絵 宮城 司	教育次長 (教) 総務課長 (教) 総務課主幹 (教) 総務課総務係長 学校給食係長 教育施設課長 建設係長 学校教育課長 学校指導係長 文化課長 文化財係長 地域力推進課長 文化スポーツ振興課長 市民スポーツ係長 仲井間 修 比嘉 出 宮里 徳仁 宮城 建 伊禮 健吾 名城 耐志 宮城 喜仁 宮城 敬 大城 重浩 吉田 純 伊良波 凡子 玉城 利和 比嘉 濟 比嘉 龍次  ほか担当職員
欠席者	委員（職務代理者） 委員	大城 千代子 玉城 武利	なし

1 議案

議案第 20 号 令和 8 年度名護市一般会計補正予算（教育予算（第 1 号））について

議案第 21 号 名護市文化財保存調査員の委嘱について

議案第 22 号 名護市教育支援委員の委嘱について

議案第 23 号 名護市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

議案第 25 号 令和 8 年度 8 月人事異動（学校給食センター）について

議案第 26 号 「名護市学校施設ブロック塀等安全対策整備計画」の改訂について

## 2 内容

議案第 20 号 令和 8 年度名護市一般会計補正予算（教育予算（第 1 号））について

（教育委員会総務課長から説明）

（教育施設課長から説明）

（地域力推進課長から説明）

（文化スポーツ振興課長から説明）

（質疑なし）

（採決の結果、議案第 20 号は原案のとおり承認）

議案第 21 号 名護市文化財保存調査員の委嘱について

（文化課長から議案説明）

教育長

文化財保存調査員の会議は、年間どのくらい行なっていますか。

文化課長

年間 2 回程度です。

会議の内容は、文化財の保存や文化財の指定に向けた内容の確認及び調査などを行なっております。また、令和 6 年度には、屋我地小学校のアコウと済井出のアコウが枯れてしまい、もともとの状態でなくなったことから、指定解除に関する内容についても協議しました。

宮城委員

文化財の指定を受けるために、地域からの助言を受けたり、文化財保存調査委員の中で協議して指定しますか。

文化課長

文化財の指定を受けるには、所有者からの申請が必要となります。申請内容に基づいて、職員が資料を準備し、会議に諮り、審議していくこととなります。

また、国、県又は市において、重要度などに応じて文化財を指定しますので、それぞれ審議する機関が変わることとなります。

宮城委員

市の文化財の指定を受けた場合は、市で審議して県や国に上げていくこととなりますか。

文化課長

最初の段階で国、県又は市のいずれかの指定になるか決まってきます。

段階的に県や国に上げるのではなく、文化財の内容に応じて、国や県と調整しながら進めていくこととなります。

(採決の結果、議案第 21 号は原案のとおり承認)

議案第 22 号 名護市教育支援委員の委嘱について

(学校教育課長から説明)

(質疑なし)

(採決の結果、議案第 22 号は原案のとおり承認)

議案第 23 号 名護市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(教育委員会総務課主幹から説明)

(質疑なし)

(採決の結果、議案第 23 号は原案のとおり承認)

議案第 24 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

(教育委員会総務課主幹から説明)

(採決の結果、議案第 24 号は原案のとおり承認)

議案第 25 号 令和 8 年度 8 月人事異動 (学校給食センター) について

※ 秘密会議

(教育委員会総務課長から説明)

(採決の結果、議案第 25 号は原案のとおり承認)

議案第 26 号 「名護市学校施設ブロック塀等安全対策整備計画」の改訂について

(教育施設課長から説明)

松田委員

それぞれの年度に設計と工事を行い、工事完了まで 2 年間要することになりますか。

教育施設課長

そのとおりです。

宮城委員

P20 の新旧対照表の「旧」の箇所は、久辺小学校のブロック塀の写真ですが、「新」の箇所は、稲田小学校の写真になっております。この変更は、優先順位の変更を行なったということですか。

教育施設課長

久辺小学校のブロック塀の工事は、既に完了しており、優先順位の変更ではなく、これから工事の計画をしている稲田小学校の写真に変更しております。

(採決の結果、議案第 26 号は原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 島袋賢雄

作成職員 萩堂盛生